

厚木市告示第 72 号

令和 5 年度労働報酬下限額の一部変更について

厚木市公契約条例(平成 24 年厚木市条例第 29 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき令和 6 年 3 月 1 日以降の令和 5 年度労働報酬下限額を次のとおり定める。

令和 6 年 2 月 29 日

厚木市長 山口 貴裕



厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する者に対して支払われるべき労働報酬下限額

別表のとおり

別表

(単位：円)

職種	労働報酬 下限額	職種	労働報酬 下限額
特殊作業員	3,207	普通船員	3,308
普通作業員	2,847	潜水士	5,210
軽作業員	1,935	潜水連絡員	3,770
造園工	2,835	潜水送気員	3,623
法面工	3,365	山林砂防工	3,455
とび工	3,522	軌道工	5,940
石工	3,510	型わく工	3,365
ブロック工	3,252	大工	3,230
電工	3,117	左官	3,365
鉄筋工	3,263	配管工	2,880
鉄骨工	3,150	はつり工	3,207
塗装工	3,680	防水工	3,522
溶接工	3,893	板金工	3,567
運転手(特殊)	3,375	タイル工	—
運転手(一般)	2,835	サッシ工	3,365
潜かん工	3,938	屋根ふき工	—
潜かん世話役	4,680	内装工	3,567
さく岩工	3,995	ガラス工	3,365
トンネル特殊工	4,230	建具工	2,892
トンネル作業員	3,297	ダクト工	2,925
トンネル世話役	4,320	保温工	2,937
橋りょう特殊工	3,668	建築ブロック工	—
橋りょう塗装工	3,780	設備機械工	2,970
橋りょう世話役	4,230	交通誘導警備員A	2,115
土木一般世話役	3,533	交通誘導警備員B	1,868
高級船員	4,107		

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額の設定対象外とする。

※ 見習い労働者等の労働報酬下限額は、1,107円とする。